

令和3年度 社会福祉法人狭山市社会福祉協議会
事業計画書

基本方針

急速な少子・高齢化の進行、社会経済環境の変化により、現在、福祉課題は多様化、複雑化し、従来の福祉制度・施策の枠組みだけでは十分に対応することができない深刻な課題も現れてきています。また、昨年からの新型コロナウイルス感染症の影響による困窮世帯の増加、住民による地域福祉活動の制限など、地域福祉活動のあり方も問われています。

このような情勢を踏まえ、狭山市社会福祉協議会（以下「本会」）では、地域の誰もが役割や居場所があり、制度分野ごとの縦割りや「担い手」、「受け手」という関係を超えて地域住民や地域の多様な主体が参画し地域を共に作っていく社会である地域共生社会の実現を目指し、令和3年4月から5年間を期間とする第4期狭山市地域福祉活動計画を策定しました。この計画に基づき、地域福祉事業を推進していきます。特にこの活動計画に定めた4つのプロジェクトの推進に向け準備していきます。また、地域福祉を推進するために基盤となる本会自身の運営方針や取り組み内容を整理し、充実を図るため令和3年度中に本会の中長期計画としての社協強化・発展計画の策定を進めます。

今年度は、コロナ禍での事業の取り組みが続く中、安全対策を図りながら、コロナ禍後の回復期も見据えた地域生活課題への対応と地域のつながりの再構築を目指し、次の事業を新規事業、重点事業として掲げ本会の運営を行います。

【新規・重点事業】

- | | | |
|----|----|------------------------------|
| (重 | 点) | 1. 地域課題の解決力強化の推進 |
| (重 | 点) | 2. 生活支援体制整備事業の推進 |
| (重 | 点) | 3. コミュニティ・ソーシャル・ワーカー（CSW）の配置 |
| (重 | 点) | 4. コロナ禍での生活困窮者への支援の実施 |
| (新 | 規) | 5. 狭山市地域福祉活動計画の推進 |
| (新 | 規) | 6. 狭山市社会福祉協議会発展・強化計画の策定 |
| (新 | 規) | 7. 成年後見制度利用促進に関する中核機関の設置 |
| (重 | 点) | 8. 社協活動の理解の促進及び機能強化 |

【新規・重点事業】

1. 地域課題の解決力強化の推進

事業	実施時期	活動指標	事業内容
住民福祉活動の拠点支援の強化	通年	拠点 1か所 家賃補助 3か所	ボランティアによる居場所や役割づくり、体験の場の提供となる「みんなの農園」事業を推進します。併せて、住民主体の地域福祉活動の常設拠点への家賃等活動費の助成を行います。
ボランティアによる移動支援	通年	260回	移送ボランティアによる地域拠点（生活支援体制整備事業による拠点）や買い物などの外出支援などのために本会車両を活用した福祉運行を行います。
引きこもり者への居場所支援	通年	毎週 1～2回	試行的に開催した引きこもりがちな人への場所と役割創出支援を推進します。
コミュニティ・ソーシャル・ワーカーの配置			※「新規・重点事業3」に別途掲載

2. 生活支援体制整備事業の推進（市委託事業）

事業	実施時期	活動指標	事業内容
第2層の運営及び更なる推進のための支援	通年	第2層 活動 10か所	社協支部10のエリアにおいて、立ち上がった第2層協議体や拠点の継続や支え合いの仕組みを創出するための支援や活動の拡大を住民と共に行います。
小地域福祉活動の人材育成	通年	担い手 養成研 修開催	「ちょこっと見守りサポーター」の登録を増やし、地域のニーズに合った人材養成講座や市民フォーラムや講演会

			を開催し、生活支援の担い手とリーダーを養成します。 また、次世代を担う組織や人材との連携を強化します。
第1層協議体の運営	通年	協議体開催 年6回	第1層協議体の運営を行い、第1層分科会等を活用した支え合いを生み出す仕組みを整備します。
小地域福祉に係る社会資源の把握と開発	通年	データベースの開示 社会資源一覧の発行 年1回	常に市内の社会資源の把握を行い「地域資源管理サービスサイト」(データベース)を活用し、関係者と社会資源の共有を図ります。 また、住民向けに「社会資源一覧」(紙ベース)を発行します。
生活支援コーディネーターニュースの発行	通年	年4回	狭山市の生活支援体制整備及び地域資源についての情報を発信します。

3. コミュニティ・ソーシャル・ワーカー (CSW) の配置

事業	実施時期	活動指標	事業内容
コミュニティ・ソーシャル・ワーカー (CSW) の配置	通年		個別の相談支援を行いながら、地域の生活課題の発見や解決に向けて行政、専門職、地域住民の協働などにより解決を図るため、CSWを配置します。(支部社協担当職員による兼務。) なお、生活支援体制整備事業の生活支援コーディネーターや生活困窮者自立支援事業の自立支援相談員などと連携をして個別支援や地域支援にあたっていきます。

出張相談会の開催	通年	月 1 回 ～	老人福祉センターや生活支援体制整備事業の第 2 層拠点において、定期的に C S W による出張相談会を開催します。
----------	----	------------	--

4. コロナ禍での生活困窮者への支援の実施

事業	実施時期	活動指標	事業内容
生活福祉資金（特例貸付）等の実施	夏頃まで		<p>埼玉県社会福祉協議会から受託している生活福祉資金について、コロナ禍で収入減少のあった世帯へ生活費の貸付を行います。（令和 3 年 3 月 8 日現在では、令和 3 年 3 月までに申し込みがあった総合支援資金の延長貸付のみが対象となる見込み。）</p> <p>なお、貸付を行うにあたり、生活困窮者自立支援事業における自立相談支援機関と連携をし、コロナ禍での生活困窮者の生活再建を支援します。</p>
住居確保給付金の受付	通年		<p>狭山市から受託をしている生活困窮者自立支援事業について、コロナ禍で収入減少のあった世帯への家賃支援と就労支援を行う住居確保給付金の受付を行います。</p> <p>なお、住居確保給付金の受付を行うにあたり、狭山市やハローワークとの連携をし、コロナ禍での生活困窮者の生活再建を支援します。</p>

5. 狭山市地域福祉活動計画の推進

事業	実施時期	活動指標	事業内容
第4期狭山市地域福祉活動計画の推進	通年		<p>令和3年度からの5か年計画である第4期狭山市地域福祉活動計画に基づき、(仮称)地域福祉活動推進会議を設置するほか、地域福祉活動計画での基本目標を総合的に後押しするための4つの「さやまプロジェクト」を実現するためのプロジェクトチームをつくるなど、地域福祉の推進に努めます。</p> <p>【プロジェクト1】 「つながり」のバリエーションを増やそう～「つながり」づくりの推進～</p> <p>【プロジェクト2】 みんなの居場所を増やそう～「ホッ」とする場所をつくる～</p> <p>【プロジェクト3】 新たな「ふくし」人材と知り合おう～広がれ「ふくし」の輪～</p> <p>【プロジェクト4】 福祉圏域における地域福祉のプラットフォームづくりを進めよう～「ふくし」で地域づくり～</p>

6. 狭山市社会福祉協議会発展・強化計画の策定

事業	実施時期	活動指標	事業内容
狭山市社会福祉協議会 発展・強化計画の策定	通年		全国社会福祉協議会が令和 2年7月に改定した「市区町 村社協経営指針」に基づき、 地域共生社会の実現に向けた 協働の中核を担う組織である 社会福祉協議会の中長期計画 として、発展・強化計画を策 定します。

7. 成年後見制度利用促進に関する中核機関の設置（市委託事業）

事業	実施時期	活動指標	事業内容
中核機関の設置	4月	相談 200件 研修会 1回	成年後見制度の利用促進に 関する中核機関として「さや ま成年後見センター」を位置 づけ、①普及啓発、②相談、 ③後見人支援を行い、判断能 力の有無に関わらない地域づ くりを推進します。 成年後見制度の利用につな がる福祉関係者へ研修を行う など、制度利用の検討が必要 な方がいた場合に相談へつな がりやすくなる環境の整備に 努めます。

8. 社協活動の理解の促進及び機能強化

事業	実施時期	活動指標	事業内容
社協活動の理解の促進	通年		<p>本会の活動のPRのため、ユニフォームやピンバッジ、のぼりを活用し、積極的な訪問活動に努めていきます。</p> <p>現行ホームページをリニューアルして必要な情報にアクセスしやすいレイアウトにします。また、新規事業にも即時対応できるよう、編集しやすいシステムにします。スマートフォンでの表示に対応し、市民の皆様が気軽に情報にアクセスできるようにします。併せてFaceook ページ、YouTube チャンネルをホームページから見られるようにして情報の連携ができるようにします。</p> <p>ホームページやFaceook、YouTube チャンネル公式ページを活用し、有益で即時的な情報発信に努めます。</p>
登録者への自動メール配信及びLINE活用による情報発信	通年	<p>メール 500件/ 回 50回/年 配信</p> <p>LINE 500件/ 回 50回/年 配信</p>	<p>アドレス登録のある人に対し、イベント周知やボランティア募集など、多様な情報を自動メール配信にてタイムリーに届けます。</p> <p>登録者を増やすよう、QRコードの導入など仕組みの周知をします。</p> <p>また、多世代への配信方法としてLINEの活用に取り組みます。</p>

災害時の対策の充実	通年		避難所等となっている指定管理者としての施設における災害時の対応方法を検討していきます。
-----------	----	--	---

【一般事業】

1. 法人組織・事務局機能の強化
2. 調査研究
3. 連絡調整
4. 普及・宣伝
5. 社会福祉大会の実施
6. 財源の確保
7. 福祉教育
8. 高齢者福祉
9. 障害者福祉
10. 児童福祉・母子（父子）福祉
11. 介護保険事業
12. 歳末たすけあい配分事業
13. 相談体制の強化
14. 人材育成
15. 市民への福祉出前講座
16. 福祉資金の貸付等
17. 地域福祉活動の推進
18. 施設の管理運営（指定管理者）

19. ボランティアセンター
20. 有償福祉サービスささえあい狭山
21. 収益事業

【一般事業】

1. 法人組織・事務局機能の強化

- 法人運営機能の充実・強化

事業	実施時期	活動指標	事業内容
(1) 理事会	5、6、9、 12、3月	年5回	本会の中心となり、運営上の経営方針を立てます。
(2) 監事会	5、10月	年2回	運営管理、事業の執行状況及び財産の状況等について監査を行います。
(3) 評議員会	5、11、3 月	年3回	運営管理の重要事項及び事業の基本方針について審議決定を行います。
(4) 正副支部長会議	6、11、3 月	年3回	支部社会福祉協議会に関する近況報告及び直面する課題解決の方向性を検討します。
(5) 三役会議	随時		直面する重要課題について方向性を検討します。
(6) 評議員選任・解任 委員会	随時		評議員の選任及び解任を行います。
(7) 事務局機能の強化			職員会議やグループウェアを活用し、情報の共有を進め、業務の効率化を図ります。
(8) 事務事業評価の 活用	随時		経営を意識した職員を育成するため、事務事業評価を行い、既存事業の見直しや事業に対する意識を高めていきます。

□ 委員会機能の充実

事業	実施時期	活動指標	事業内容
(1) ボランティアセンター運営委員会	6、10、3月	年3回	ボランティアセンター事業の有効適切な運営を図ることを目的として、現状にあったボランティアセンターのあり方や人材育成についての課題等、検討します。
(2) 援護資金貸付審査委員会	随時	年2回	低所得者に対し、生活の安定を図るため貸付金の申請に基づき審査するとともに、必要に応じ生活困窮者自立支援事業とも連携し、支援します。
(3) 手話通訳者派遣事業運営委員会	6、2月	年2回	手話通訳者派遣事業運営を円滑に進めることを目的として、手話講習会、登録手話通訳者の研修、手話通訳者のあり方等を研究します。
(4) ささえあい狭山運営委員会	時期未定	年2回	ささえあい狭山の適切な運営を図ることを目的として市民の協力と参加を得て、サービスの提供者には、活動の場を提供し、市民の連帯と相互扶助を促進するとともに、会員の増強を図ります。
(5) さやま成年後見センター運営委員会	6、9、12、2月	年4回	さやま成年後見センターの適正な運営を図り、法人後見受任の適否や受任状況の確認を行い、法人成年後見事業に透明性・公正性を確保します。
(6) 助成金交付事業審査委員会	6月	年1回	地域福祉の向上に資することを目的とした団体からの助成金申請に対し、交付の適否及び決定について審議し、適正化を図ります。

□ 役職員研修会の実施・充実

事業	実施時期	活動指標	事業内容
(1) 埼玉県社会福祉協議会等研修	随時		<p>全国社会福祉協議会や埼玉県社会福祉協議会等が主催する研修に参加し役職員の研鑽や社会福祉を取りまく動向の把握に努めます。</p> <p>(研修例)</p> <p>市町村社協常務理事・事務局長会議</p> <p>市町村社協地域福祉・ボランティア推進担当課長会議</p> <p>市町村社協会計研修</p> <p>生活福祉資金貸付担当者研修</p> <p>日常生活自立支援事業専門員研修会</p> <p>成年後見セミナー</p> <p>生活支援コーディネーター現任研修</p> <p>生活困窮者支援に関する研修会</p>
(2) 職員提案制度	随時		<p>職員から創意、工夫、考案の提案を広く求め、職員の士気の高揚を図り、事務改善及び能率向上に寄与するために職員提案制度を実施します。</p>
(3) 職員内部研修	年3回	1回20名の参加	<p>本会職員としての資質、知識の向上を図ります。</p>

□ 人事考課制度等の実施

事業	実施時期	活動指標	事業内容
(1) 任用委員会	随時		<p>職員の採用や昇任における公平性を確保するため、採用試験委員会及び昇任選考委員会を開催します。</p>

(2) 人事考課	6月 12月	年2回	人事の公平性を確保するため、人事考課を行います。
(3) 職員の 自己申告制度	1月	年1回	自己申告に基づき、必要なヒヤリングを実施し、職員の職務状況等を把握し、適切な組織運営を図ります。

2. 調査研究

事業	実施時期	活動指標	事業内容
(1) 遺贈寄付に関する 調査研究	通年		地域で暮らした人が、最後に地域のためにお金を使う、人生最後の社会貢献である遺贈寄付について、先進地社協への視察や近隣市社協との情報交換などを通じて、研究を行います。

3. 連絡調整

関係機関との連携の充実・強化

事業	実施時期	活動指標	事業内容
(1) 民生委員・児童 委員との連携	通年		狭山市民生委員・児童委員協議会に積極的に協力するとともに、地域福祉推進の主体として、共に連携して地域の福祉活動やネットワークづくりに協働により取り組みます。
(2) 行政・自治会等 との連携	通年		行政・自治会と連携して地域の福祉活動やネットワークづくりに協働により取り組みます。
(3) 狭山市介護保険 サービス事業者協	通年		狭山市介護保険サービス事業者協議会に参加し、介護

議会への参加			保険関連情報の把握や介護保険事業の円滑な運営を行うとともに、協議会が企画する研修にも積極的に参加し、介護サービスの質の向上に努めます。
(4) 狭山市自立支援協議会への参加	通年	実務者会議 年 12 回 部会活動 随時	狭山市自立支援協議会に参加し、関係機関と連携を図り、地域の障害者福祉を推進します。
(5) 子育て支援ネットワークへの参加	通年	全体会 年 3 回 交流イベント・パネル 展参加 子育て支援 情報誌掲載	さやま子育て支援ネットワークに参加し、子育て支援関連情報や団体の活動状況を把握し、子育て支援の質の向上に努めます。
(6) 日常生活圏域会議・地域ケア会議への参加	通年	7 圏域	地域包括支援センターが主催する日常生活圏域会議・地域ケア会議へ参加し、地域での情報共有、地域課題の把握に努めます。
(7) 社会福祉法人連絡会に関する意見交換会等の開催	通年	1～2 回	市内の社会福祉法人を対象にした地域における公益的な取り組みについての意見交換会や勉強会などを開催することで、社会福祉法人同士の連携の向上に努めます。

4. 普及・宣伝

福祉情報の提供・啓発活動の推進

事業	実施時期	活動指標	事業内容
----	------	------	------

(1) 社協だより 「ふれあい」 の発行	4、7、10、 1月	年4回 全戸配布	本会の広報紙として、市民・市内各施設・関係団体に対して事業の紹介や活動の周知に努めます。 また、今後の「ふれあい」の発行について、より良い情報発信の在り方を踏まえ検討します。
(2) ホームページの 運営	通年	月2回 更新、 アクセス 月1,000件	ホームページを通して、市民が円滑に福祉サービスを利用できるように最新情報の提供に努めます。 操作性、見やすさ、セキュリティの向上、スマートフォンでの表示に対応するため、ホームページ改修を行います。Facebook、YouTubeとの連携を図ります。
(3) 社協ガイドブック 配布	4月 通年	1,000部 作成配布	社協ガイドブックを配布し、事業の紹介や活動の周知に努めます。
(4) サロンマップ の更新、配布	随時		サロンマップを地域や関係機関へ配布し、サロンの持つ役割や地域のサロン情報について周知を図ります。
(5) 専用 YouTube チャンネル等の活用による情報提供の充実	随時		広く市民に福祉情報を提供するために専用 YouTube チャンネル等による情報提供をします。
(6) フェイスブックによる情報提供	随時	週1回更新	拡散機能のあるフェイスブックを活用し、広く事業や活動の情報提供を行います。
(7) ボランティア通信 の発行	6、9、12、 3月	年4回 1回900 部発行	ボランティア活動等の情報提供及び活動報告を行います。

(8) ささえあいだよりの発行	4、7、10、1、2月	年5回 1回500部発行	会員等に対し「ささえあい」活動の情報提供及び活動報告を行います。
(9) ふぁみさぼだよりの発行	4、8、12月	年3回 1回1,100部発行	会員や子育て関連施設等に対し「ふぁみさぼ」活動の情報提供及び活動報告を行います。
(10) 手話通訳者派遣事務所だより「手輪」の発行	4、7、10、1月	年4回 1回1,000部発行	手話通訳者派遣事務所の活動の情報提供及び活動報告を行います。

5. 社会福祉大会の実施

事業	実施時期	活動指標	事業内容
狭山市社会福祉協議会 第42回社会福祉大会	11月	市民会館 小ホール 来場者 300名	社会福祉の発展に功績のあった個人、団体を顕彰するとともに、市内の社会福祉関係者等が一堂に集い、相互の連携を深め、福祉活動の更なる普及と充実を図ることを目的に実施します。

6. 財源の確保

会員会費の拡充

事業	実施時期	活動指標	事業内容
(1) 一般会員の加入促進	6～9月	会費総額 7,000,000円	自治会の協力を得て、1口500円の一般会員等の募集を行い、事業財源の確保と市民サービスの充実を目指します。

(2) 賛助会員・特別会員の加入促進	6～9月		企業や篤志家等に対し、郵便振替、口座振り込みでの協力依頼のほか、役職員が連携のもとで市内工業会等、全市的な協力依頼を行い、新たな事業財源の確保に努めます。
(3) 事務局窓口及び社協事業等での加入促進	通年		本会が管理運営する社会福祉会館、狭山市駅東口事務所や老人福祉センター等の窓口で一般会員等の募集を行うとともに、自主事業を実施する際に募集を行い、より一層の事業財源の確保と市民サービスの充実を目指します。

□ 社会福祉活動基金の造成と運用

事業	実施時期	活動指標	事業内容
社会福祉活動基金の造成と運用	通年		社会福祉活動基金を造成し、国債等で運用を図ることで、その運用益を小地域福祉活動等の推進に活用します。

□ 埼玉県共同募金会狭山市支会への協力

事業	実施時期	活動指標	事業内容
(1) 戸別募金への協力	9～12月	赤い羽根共同募金 13,653,000円 歳末たすけあい募金 6,300,000	共同募金の配分金は、事業の有効な財源となるため、自治会等の協力のもと戸別募金へ協力します。 コロナ禍では赤い羽根の配布を自粛するなど、時世に合わせた募金の仕方を検討していきます。

(2) 法人募金への協力	9～12月	円	企業等に対し、郵送で協力依頼のほか、役職員との計画的な連携のもとで、法人募金へ協力します。
(3) その他募金への協力	9～12月		職域募金・街頭募金・学校募金及び個人大口募金のほか、歳末たすけあい募金へ協力します。 コロナ禍では街頭募金を自粛し、店頭などに募金箱を設置依頼するなど時世に合わせた募金の仕方を検討していきます。

□ 事業財源の募集

事業	実施時期	活動指標	事業内容
(1) スポンサーの募集	随時	年10件	スポンサーとなる可能性のある企業等を把握し、広報紙、社協ウェブサイトバナー等での広告料を募るなど新たな財源の確保に努めます。
(2) 福祉事業助成金等の活用	随時		民間福祉事業助成金等の情報を把握し、新たな財源を確保し福祉事業に使用します。

7. 福祉教育

□ 福祉教育の充実・強化

事業	実施時期	活動指標	事業内容
(1) 福祉教育 サポーター養成 講座（対象：教員、 ボランティア）	通年	15名の 養成	体験学習の指導や地域福祉に対する講義、意見交換を行います。 教育委員会とも協議を行い、教員の参加を促し、情報共有を図り、安心安全な福祉教育を行います。

(2) 福祉教育の推進 (対象：小、中、 高校生、一般企業 等)	通年	年間 35 件 3,000 名 の体験学 習の実施	市内の小・中・高等学校に出向き、地域の方々と協力して児童・生徒に対する福祉体験の指導や、まちの福祉について考える講義等を通して福祉教育を推進します。また、当事者講話の他、あいサポート事業と連動し児童・生徒に対し地域共生社会に向けた障害理解の推進を行います。同様に、市内の企業や団体に対しても、福祉教育の推進を図ります。
(3) 福祉教育メニュー の見直し	通年		地域の状況も変化する中で、現状の地域課題、学校の要望等を分析し、メニューの改善や新規開拓につなげます。

8. 高齢者福祉

□ 自主事業の充実・強化

事業	実施時期	活動指標	事業内容
(1) 福祉機器等の貸出し	随時	年 50 件	本会会員の介護保険認定者以外で、福祉機器等（車椅子、歩行器、シャワーチェア等）の必要な方へ原則 3 か月を期限に貸出しを行います。

9. 障害者福祉

□ 自主事業の充実・強化

事業	実施時期	活動指標	事業内容
(1) 障害者団体等への助成	6月	8団体	当事者同士の交流や福祉活動が活発になることを願い、申請に配慮しつつ、障害者団体等の活動や事業に対し、助成を行います。
(2) 居宅介護事業	通年	利用者 40名 サービス 提供時間 月500時間	障害者総合支援法の指定居宅サービス事業所として、契約者宅に身体介護や家事援助を行うためのホームヘルパーを派遣します。また、視覚障害者等の外出支援を行います。
(3) 指定特定相談支援事業	通年		障害福祉サービス等を申請した障害者(児)について、サービス等利用計画の作成及び支給決定後のサービス等利用計画のモニタリングを行います。
(4) 聴覚障害者の集い	通年	3～4回	情報不足による健康問題や生活水準が懸念される聴覚障害者に情報提供や聴覚障害者同士の交流の場を設け、生活の質の向上や社会参加の促進につなげます。

□ 市委託事業の実施

事業	実施時期	活動指標	事業内容
(1) 全身性障害者通学等介護人派遣事業	通年	年1件 240時間	在宅の全身性障害児者に対し、介護人を派遣することで自立した地域生活と社会参加を促進し、福祉の向上を図ります。

(2) 手話通訳者派遣事業	通年	年 600 件	手話通訳や手話通訳者派遣のコーディネート、登録手話通訳者の研修等を行います。
(3) ハンディキャブの運行・貸出	通年	運行事業 年 1,500 件 貸出事業 年 80 件	障害の程度が重く、車椅子を使用している方、または、歩行することが困難な方が積極的に社会参加できるよう、移送サービス等を行います。

10. 児童福祉・母子（父子）福祉

□ 自主事業の充実・強化

事業	実施時期	活動指標	事業内容
(1) ふれあい (夏期・冬期) 里親事業	8月・1月	夏期1組 冬期1組	県内の児童福祉施設で生活する児童を家庭に招き交流や生活経験の機会を提供し、健やかな児童の育成の一助として行います。
(2) 子ども食堂への支援 ①子ども食堂への助成	通年	5～7団体	地域での子育てを推進するため、子ども食堂を実施する団体への食糧費など運営にかかる経費の一部を助成します。
②子ども食堂マップの作成、配布	通年		子ども食堂の普及を目指して、市内の子ども食堂の情報収集をし、子ども食堂マップを作成、配布します。
③子ども食堂のネットワークとの連携	通年		子ども食堂運営者のネットワークと連携し、情報の共有を図ります。

④子ども食堂に関する運営相談	通年		子ども食堂の運営を計画または実施している団体からの各種相談を受け付け、協力が得られそうな地域の団体等の紹介や調整を行うなどのサポートをします。
----------------	----	--	---

□ 市委託事業の実施

事業	実施時期	活動指標	事業内容
(1) ファミリー・サポート・センターの運営 病児病後児預かりなし (新登録可)	通年	会員数 950名 活動件数 3,000件 研修会 9項目 24時間	子育ての手助けが必要な方(預ける会員)と子育ての手助けができる方(預かる会員)が会員となり、お子さんの送り届けやお迎え、お預かりなど仕事と育児の両立を支援し、安心して働くことができる環境づくりに取り組みます。 また、病児・病後児の預かりを行います。 併せて、預かる会員が相互援助を行うために、適切な知識を深めるための研修会を開催します。
(2) 産前・産後ヘルパー派遣事業	通年	派遣申し込み登録者数 20名 派遣件数 100件 研修会 年1回	妊娠中の方や産後の方が、家庭で安心して生活できるように産前・産後ヘルパーが家庭を訪問し必要な家事や育児のお手伝いや相談を行います。 また、提供者が円滑に活動できるように研修会を開催します。

(3) 養育支援訪問事業	通年	必要時	養育支援が特に必要があると判断した家庭に対し、市からの要請により、ヘルパーを派遣し、育児、家事援助を行います。
--------------	----	-----	---

1 1. 介護保険事業

□ 介護保険事業所の運営

事業	実施時期	活動指標	事業内容
(1) 訪問介護事業	通年	利用人数 月 40 名 サービス 提供時間 月 500 時間	介護保険制度の指定居宅サービス事業所として、身体介護や家事援助を行うため訪問介護員を派遣します。

□ 市委託事業の実施

事業	実施時期	活動指標	事業内容
(1) 狭山台地域包括支援センターの運営	通年	相談件数 500 件／月 介護予防 ケアプラン 件数 55 件／月 地域ケア 会議 10 回／年	<p>高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、高齢者や家族など関係者の方々の介護や福祉などについての総合的な相談に応じます。また、高齢者だけではなく、地域住民の方々に関するさまざまな相談を受けとめ、必要なサービス等につなぐ。また、虐待防止への対応や成年後見制度の活用支援を行います。</p> <p>また、介護保険の要介護認定で「要支援 1」「要支援 2」と認定された方や、要支援者に相当する状態等の方を対象に、一人ひとりの生活に合</p>

		<p>わせた介護予防ケアマネジメントにより、介護予防サービスや生活支援サービス利用のための調整を行う他、地域のケアマネジャーが円滑に仕事をできるように支援し、より暮らしやすい地域にするため関係機関とのネットワークづくりを行います。</p>
--	--	---

1 2. 歳末たすけあい配分事業

□ 歳末たすけあい配分事業の充実・強化

事業	実施時期	活動指標	事業内容
(1) 歳末たすけあい 支援金（緊急用生活 費給付）事業	10～2月	40件	生活困窮者自立支援事業の相談の中で既存の制度の狭間にある課題のため、生活困窮状態からの脱却を目指していても生活再建の道筋を立てられない方に対して、緊急用の生活費を給付することで、生活再建の道筋を立てます。
(2) 歳末たすけあい 支援金（高校進学 支度金給付）事業	2～3月	25件	生活困窮世帯の子どもに対し、高校等への進学にあたっての支度金を給付することで、生活困窮世帯の子どもへの教育に対する負の連鎖を緩和し、子どもの学習意欲を向上させることで、将来的な生活困窮状態からの脱却を図ります。

1 3. 相談体制の強化

□ 定期相談の継続・専門相談の充実

事業	実施時期	活動指標	事業内容
(1) 弁護士による心配ごと相談事業	月1回 (予約制)	1回4件の実施	社会福祉会館において、住民のかかえる生活上の悩みごと、困りごとの解決に取り組むため、弁護士による法律関係の相談を行います。
(2) 健康相談事業	通年	各館週1回の実施	老人福祉センター3館において、各館の実情により、看護師による高齢者を対象とした健康相談を行います。
(3) 相談支援体制の充実	随時		社会福祉会館、狭山市駅東口事務所、老人福祉センター等において福祉、介護などの相談に応じ、必要に応じて適切な専門機関を紹介し、問題解決に必要なサービスにつなげるための助言・援助を行います。

□ 権利擁護事業（福祉サービス利用援助事業、法人成年後見事業）の実施

事業	実施時期	活動指標	事業内容
(1) 福祉サービス利用援助事業 (県社協委託事業)	通年	年間契約件数30件 相談件数1,000件	判断能力に不安のある方を対象に福祉サービスの利用援助や日常金銭管理サービスを行うことにより、地域で安心して生活を送ることができるよう支援します。
(2) 法人成年後見事業	通年	年間受任件数9件	地域におけるセーフティネットの一環として、社会協議会が法人として成年後見人等になり、判断能力の不十分な方を支援します。(法人後見の受任)

(3) 権利擁護法律相談 (市委託事業)	月 1 回 (予約制)	24 件	成年後見制度や虐待・権利侵害等に対する法律相談を実施します。
-------------------------	----------------	------	--------------------------------

□ 生活困窮者自立支援事業等の生活困難者への総合相談の実施

事業	実施時期	活動指標	事業内容
(1) 生活困窮者自立支援事業の受託 (市委託事業)	通年	初回相談 450 件 累計相談 4,000 件 プラン策定件数 140 件	<p>平成 27 年度から福祉事務所を設置する自治体での必須事業として実施されている「生活困窮者自立支援事業」の受託をし、窓口名称を「くらし・しごと相談支援センターさやま」として、①自立相談支援事業、②家計改善支援事業、③就労準備支援事業を行います。</p> <p>また、生活困窮者支援を通じた地域づくりを進めるため、地域でのパンフレットの配布や、事業説明等を行うことで、秘かに悩む生活困窮者は身近に存在し、支援を求めていることを理解していただけるよう努めます。</p> <p>更に、生活困窮者の就労先の確保や、社会復帰には企業・事業所での訓練等による協力や理解が何より必要であることを知っていただくため、企業・事業所にもパンフレットの配布や、要望に応じて事業説明等を行うことで普及啓発に努めます。</p>
(2) 無料職業紹介所の運営	通年		生活困窮者自立支援事業の中での就労支援を強化するため、無料職業紹介所を運営し

			ます。求職登録者や求人登録企業が増えるよう宣伝をしていきます。
(3) 彩の国あんしん セーフティネット 事業への協力	通年	110件 連絡会議 年4回	平成26年度から始まった埼玉県内の社会福祉法人が行う社会貢献活動である、「彩の国あんしんセーフティネット事業」への協力をしていくため、埼玉県社会貢献基金への拠出をするとともに、生活困窮世帯への支援をしていく社会福祉施設と連携を図ります。
(4) 生活支援物資の受け入れと活用	通年	活用件数 290件	防災用の食品・缶詰・レトルト食品・カップ麺や、未使用のテレホンカードや切手など、家庭等に眠る生活支援物資の寄付を募り、生活困窮者支援として活用します。
(5) 生活福祉資金や福祉サービス利用援助事業等との連携	通年		本会の既存事業である生活福祉資金や福祉サービス利用援助事業等と連携をすることで、実効性のある生活困窮者支援を行います。
(6) フードバンク等との連携	通年		生活困窮者支援の一環として有効な社会資源であるフードバンク等と連携をすることで、実効性のある生活困窮者支援を行います。 また、団体育成のため、フードバンクやフードパントリー等への支援を推進します。
(7) トータルサポート推進室・生活保護担当部署等との連携強化	通年		生活困窮者自立支援事業の相談窓口を市役所内にも設置することで、役所内で生活困窮者に関わりのある部署との

			連携強化を図ります。
--	--	--	------------

14. 人材育成

□ 人材育成の充実・強化

事業	実施時期	活動指標	事業内容
(1) 手話講習会 (市委託事業)	通年	講習会受 講者 25名	手話の話せる人を養成するための手話奉仕員養成講習会と手話通訳者を養成のための講習会を行います。 【開講予定コース】 ・手話奉仕員養成講習会(後期) ・手話通訳者養成講習会(通訳Ⅰ)
(2) あいさポーター養成講座(市委託事業) ① あいさポーター研修の実施	通年	36回	住民が、障がいの多様な特性を理解し地域共生社会の実現を目的として、障がいや障がい者への理解を促進するための講座の開催を行います。また、状況に合わせてオンラインで開催を行います。
② メッセンジャー研修の実施	通年	2回	あいさポーター研修の講師となる者を養成するための講座を開催します。また、状況に合わせてオンラインで開催を行います。
③ キッズあいさポーター研修の普及	通年	5回	あいさポーター研修を小学生にもわかりやすく工夫し、福祉教育事業と連動し地域に広がります。また、状況に合わせてオンラインで開催を行います。

④あいサポート企業・団体の認定の推進	通年	5 団体	あいサポーター研修を受講した企業や団体を認定し、地域に貢献団体を増やします。
⑤あいサポートステップアップ講座の実施	通年	2 回	あいサポーター研修の受講修了者に対し、あいサポーターとしての意識の向上やステップアップを目的とした講座を開催します。
(3) 社会福祉実習、職場体験学習等の受け入れ	随時	受入れ人数 30 名	社会福祉士や介護福祉士、看護師養成のための実習及びインターンシップ、福祉職場見学希望者等を受け入れ、福祉人材の育成を行います。

1 5. 市民への福祉出前講座

□ 福祉出前講座の充実・強化

事業	実施時期	活動指標	事業内容
福祉出前講座	随時	年 6 回 100 名	<p>地域福祉活動についての浸透を図るため、市民からの要望に応え、地域福祉活動に関する出前講座を実施します。</p> <p>(講座例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会について ・成年後見制度やあんしんサポートねっとについて ・住民参加型有償福祉サービスやボランティア活動、ふれあいサロンについて ・小地域福祉活動について ・認知症サポーター養成講座 ・仲間づくりオンライン講座 ・生活困窮者自立支援事業について など

16. 福祉資金の貸付等

□ 資金の相談及び貸付の充実・強化

事業	実施時期	活動指標	事業内容
(1) 援護資金	通年	貸付件数 106件 相談件数 360件 ※相談件数には生活援護資金を含む。	低所得世帯で臨時の出費や収入減少、不慮の事故、災害その他の理由で生計困難、不安な世帯に対し、貸付を行うことで経済的自立を助長し、生活の安定を図ります。
(2) 生活援護資金	通年	貸付件数 70件	生活困窮者自立支援事業と連携を図りつつ、市内の生活困窮者に対して、短期間の繋ぎ資金として貸付を行います。
(3) 福祉資金の貸付取扱い (県社協委託事業)	通年	貸付件数 460件 相談件数 3,000件 ※上記件数は、	生活困窮者自立支援事業と連携を図りつつ、低所得世帯や障害者世帯、高齢者世帯に対し、経済的自立及び生活意欲の助長促進のため、福祉資金の貸付を行います。
(4) 総合支援資金の貸付取扱い (県社協委託事業)	通年	(3)福祉資金 (4)総合支援資金 (5)教育支援資金 (6)不動産担保型生	生活困窮者自立支援事業と連携を図りつつ、自立が見込まれる失業者に対し、生活再建までの間に必要な生活費等の貸付を行います。 また、コロナ禍での特例貸付として、生活再建までの間に必要な生活費等の貸付を行います。

(5) 教育支援資金の貸付取扱い (県社協委託事業)	通年	活資金 (7)埼玉県障害者福祉資金 (8)臨時特	低所得者に対し、高等学校、大学または高等専門学校に就学するのに必要な経費や、入学に際し必要な経費の貸付を行います。
(6) 不動産担保型生活資金の貸付取扱い (県社協委託事業)	通年	例つなぎ資金も含まれます。	低所得または要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活費の貸付を行います。
(7) 埼玉県障害者福祉資金の貸付取扱い (県社協委託事業)	通年		社会福祉法人、特定非営利活動法人、任意団体が、新規に障害者福祉施設を開設する経費及び既存の障害者福祉施設を整備する経費の貸付を行います。
(8) 臨時特例つなぎ資金の貸付取扱い (県社協委託事業)	通年		住居のない離職者に対し、公的給付制度または公的貸付制度の申請から決定までの間に必要な生活費の貸付を行います。

緊急援護の充実・強化

事業	実施時期	活動指標	事業内容
(1) 法外援護	通年		旅行困難者に対して、旅費交通費の一部を援護します。
(2) 災害援護	通年		災害にあった世帯に対し、見舞金を支給します。

17. 地域福祉活動の推進

小地域福祉活動の充実・強化

事業	実施時期	活動指標	事業内容
----	------	------	------

(1) 支部社会福祉協議会への活動支援	通年		支部社会福祉協議会の活動を支援することにより、小地域における福祉活動(会食、配食、友愛訪問、茶話会、サロン、見守り活動等)の推進を図ります。
(2) 見守り事業	通年	研修会 1回開催 見守りサポーター 200人増	生活支援体制整備事業の「ちょこっと見守りサポーター」や第2層活動、支部社会福祉協議会活動における見守り活動等を中心に、関係職種と連携した、日常生活の中での緩やかな見守りあいを推進します。
(3) ふれあいサロン推進事業	通年	研修会、 情報交換会 年1回開催、 運営費助成20団体	高齢者、障害者、子育て中の親子などを対象としたふれあいサロンの立ち上げの際の支援や、その後5年間の事業運営経費を助成します。 また、サロンを全市的に拡充し、市内サロンのネットワーク化を図ります。
(4) 狭山市コミュニティサロン協議会の運営	通年	定例会 年2回開催 情報登録の受付、 更新	狭山市内の多機能サロン、コミュニティカフェ等のネットワーク管理と協議会の運営を行います。
(5) 地域わくわく事業	通年	8地区 20団体	地域が元気になるための、地域を応援する仕組みとして、自治会で行う地域福祉活動に対して助成を行うことで、自治会を中心とした地域コミュニティの再構築を図ります。

(6) 民生委員・児童委員協議会への支援	通年		地域福祉活動の要である民生委員・児童委員協議会の活動を支援し、地域福祉活動の推進を図ります。
(7) 地域福祉活動スタートアップ助成事業	7月	8団体	新たに設立された地域福祉活動団体への立ち上げ時の設備費用・運営費等や既存の団体が新たな活動を始める際の設備費用の助成を行うことで、団体の基盤強化を図り、地域福祉活動の活性化につなげます。
(8) 地域福祉活動者研修助成事業	通年	10名	地域福祉活動団体のリーダーに対する研修情報の提供や本会が指定する有償の研修参加費の助成を行うことで、地域に先進的な福祉活動の情報を還元し、地域福祉活動の活性化を図ります。
(9) 地域のつながりと支え合いを考える集い	未定	参加者 50名	地域住民を対象とした地域福祉に関する講演会・研修会をオンライン開催も含めて開催し、地域福祉への理解の促進を図ります。
(10) 傾聴ボランティア養成講座	年2回	参加者 40名	要支援者の話を聴き、心に寄り添った支援を実践するため、地域住民を対象に傾聴に関する知識や、技能習得を学ぶ講座を実施し、積極的に傾聴に係るボランティアの養成を図ります。 また、状況によって過去の受講生の希望者に対し、コロナ禍の新しい傾聴方法について学ぶ講座を開催します。

18. 施設の管理運営（指定管理者）

□ 本会運営施設の管理

事業	実施時期	活動指標	事業内容
(1) 狭山市社会福祉会館の運営管理	通年		コロナ対策をしながら、地域福祉活動の拠点として社会福祉会館の管理を行い環境美化、利用者の増員に努めます。
(2) 老人福祉センターの運営管理	通年		<p>コロナ対策をしながら、高齢者福祉の拠点として、高齢者や高齢者団体に対し自主活動の支援や協力を行います。また、生活や健康などの相談に応じ各種情報提供に努めます。</p> <p>介護予防の啓発や生きがいづくり、仲間づくりの場として健康増進及び介護予防事業の充実、各種教養講座の開催、たまり場活動、レクリエーション活動を行います。</p> <p>また、地域の関係機関との連携を深め、利用者の増員に努めます。</p>

19. ボランティアセンター

□ ボランティアセンター機能の充実・強化

事業	実施時期	活動指標	事業内容
(1) 登録ボランティアグループ会議	4月 10月	参加者 22団体	<p>ボランティアグループの実績報告、助成金申請の説明等行います。</p> <p>また、回数を増やし意見交換の機会を充実します。</p>

(2) あなたにもきっと見つかるボランティア講座	8月	受講生 10名	ボランティア入門講座を実施し、地域活動の担い手となる人材を養成します。
(3) 世代間交流事業	8、12月	参加者 小学生～ 大学生 15名 大人 15名	夏休みや冬休みの学生を対象に、老人福祉センターや地域の拠点に集う様々な世代との交流を図ります。
(4) 災害ボランティア講座	7月	受講生 20名	災害時に災害ボランティア活動や災害ボランティアセンターの立ち上げ、運営に関わる講座を行います。
(5) 災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練	9月	災害ボランティア 60名の 育成等	災害時要援護者への対応や支援、災害ボランティアの受け入れを想定した災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練を行います。
(6) 専門講座	9月～ 10月	受講生 15名	すでに活動をしているボランティアやグループの声を吸い上げ、安心して活動できるためのスキルアップ講座を行います。
(7) 地域共生のための仲間づくり講座	6月、7月 10月	受講生 10名× 3講座	多様な世代に関心のある学びや体験を通して、仲間づくりや地域の支え合い活動に関わるきっかけとします。
(8) ボランティア保険の取扱い	通年	活動保険 2,800件 行事用保険 160件など	ボランティアとして安心して活動ができるようにボランティア保険を取扱います。

(9) 彩の国ボランティア体験プログラムの開催	7～2月	30メニュー 参加者 80名	ボランティア活動プログラムを提供し、ボランティア活動へ取り組む機会を提供します。
(10) 地区ボランティアセンターの設置支援	月1～ 4回	年120件 の相談	集会所等でボランティアの発掘、ニーズの調整等の研究を進めます。
(11) ボランティア活動の需給調整等	年間	調整件数 年間延べ 500件 活動者数 延べ 1,000名	ボランティア活動の紹介、活動依頼、相談等を行います。 新しい生活様式にも対応できる活動スタイルを推進します。

20. 有償福祉サービスささえあい狭山

□ 有償福祉サービスささえあい狭山の充実・強化

事業	実施時期	活動指標	事業内容
(1) 有償福祉サービスささえあい狭山の運営	通年	会員数 500名 活動時間 月700時間 稼働人員 月100名 活動件数	利用者の細かなニーズに対応した各種サービスの提供を市民活動の一環として行います。 また、地域の有償福祉サービス団体の実情を鑑み、ささえあい狭山の運営も検討してまいります。
(2) 有償福祉サービスの需給調整等	通年	月700件	利用者、提供者の実情に応じた適切な需給調整を行います。
(3) 研修会・説明会等の開催	随時	研修会 随時 説明会 随時 講座 年1回	研修会・説明会を随時行い、より良いサービス提供の推進に努めます。 また、会員の生活向上のための講座（提供・利用共通）を行います。

21. 収益事業

□ 収益事業の実施

事業	実施時期	活動指標	事業内容
(1) 飲料水等販売	年間	150,000 円	社会福社会館、老人福祉センター3館(宝荘・寿荘・不老荘)、サンパーク奥富、教育センターに自動販売機を設置し、飲料水等の販売を行います。
(2) 切手及び収入印紙の販売	年間	250,000 円	社会福社会館で個人及び市役所、会社等へ切手等の販売を行います。
(3) 埼玉県収入証紙の販売	年間		社会福社会館で個人へ埼玉県収入証紙の販売を行います。